

**令和元年第7回**

**美里町農業委員会定例総会議事録**

## 第7回美里町農業委員会定例総会

- 1 開催日 令和元年7月25日(木)午後1時30分から午後2時30分
- 2 開催場所 美里町役場南郷庁舎2階 202会議室
- 3 出席委員(16名)

1番 小野 保裕	2番 後藤 幸太郎	3番 大崎 幸信
4番 我妻 卓美	5番 古内 世紀	6番 久道 雄悦
7番 大友 重善	8番 佐々木幸一郎	9番 佐々木 裕一
10番 遊佐 恭一	11番 柴山 真二	12番 尾形 司
13番 鈴木 幸博	14番 福田 なほ子	15番 邊見 勝寿
16番 伊藤 恵子		
- 4 欠席委員(なし)
- 5 報告事項
  1. 農家相談日について
  2. 使用貸借権の合意解約による通知について
  3. 農地法施行規則第29条第1号による届出について
- 6 議事
  - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
  - 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
  - 第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について
  - 第4号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について
  - 第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 7 その他連絡・報告事項
  1. 令和元年7月事業報告について
  2. 令和元年8月事業予定について
  3. その他
- 8 農業委員会事務局職員  
事務局長 菊地 和則  
主 事 佐藤 汰一

## 9 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、ただいまより令和元年第7回美里町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、会長より挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>(挨拶内容省略)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、これより令和元年第7回美里町農業委員会総会を開催いたします。</p>
議長	<p>本日の出席委員は16名全員であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。</p>
議長	<p>次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。会議規則第15条1項の規定により、議長よりお二人を指名いたします。1番小野保裕委員、2番後藤幸太郎委員のお二人をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、報告事項1番に入ります。</p> <p>農家相談日について、7月5日に農家相談を行っておりますので、担当の委員より報告願います。</p>
遊佐恭一委員	<p>それでは報告します。農家相談は7月5日会長室にて、伊藤会長、佐々木裕一委員、私、遊佐の3名で対応いたしまして、2件の相談がございました。</p> <p>1件目は 地区の さんという方で、相談内容は自分の親が、親の兄弟に田んぼを譲渡すると約束をして、そのまま時間が経過し当時の事情を知っている関係者も亡くなり、どうしたらいいかということの相談でした。親の兄弟の子、即ち自分の従兄弟から申し出があり、自分としては親の約束通り譲渡したいが、譲渡するにしても農家でない人に農地を売買するとかという話にはなれないので、従兄弟ともう一度話し合いをするよう助言しました。</p>

2件目は 地区の さんという方で、祖父名義の農地の名義変更についての相談でした。なるべく経費がかからない方法をとということで来られましたが、法務局か司法書士に相談するようとお話ししました。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

議長

続きまして、報告事項2番、使用貸借権の合意解約による通知について、事務局より報告願います。

事務局

(報告事項2について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から報告事項2番、使用貸借権の合意解約による通知について報告いただきましたが、不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。

(なしとの声あり)

議長

ないようですので、続きまして、報告事項3番、農地法施行規則第29条第1号による届出について、事務局より報告願います。

また、7月16日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の報告終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明を願います。

事務局

(報告事項3について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をお願いいたします。

後藤幸太郎委員

それでは、報告いたします。

農地調査委員会は、今月から小野保裕委員と委員長である私、後藤の2名

が担当し、伊藤恵子会長、邊見会長職務代理者、事務局から菊地局長の計5名により、7月16日に現地調査を行いました。

番号2について、現地は 地区の に位置しており、農地の一部に通路敷を設置するものであります。面積は約100平方メートルで、農地の奥に設置する農機具収納用ビニールハウスへの接続通路敷で、転用許可を要しない転用に該当しますので、この届出は適正と見てまいりました。

番号3について、現地は番号2と同じ、 地区の に位置しており、農地の一部を農機具収納用ビニールハウスと通路敷を設置するものです。面積は100平方メートル未満で、番号2と番号3を合わせても200平方メートル未満であり、許可を要しない転用に該当しますので、この届出も適正と見てまいりました。

以上、報告を終わります。

議長

ご苦労様でした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしました。不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。

(なしという声あり)

議長

ないようですので、続きまして、議事に入ります。

議長

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。

また、7月16日に農地調査委員会において、番号26の現地調査を実施しておりますので、事務局の報告終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明願います。

事務局

(第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを審議いたします。質疑ありませんか。

13番鈴木幸博委員。

鈴木幸博委員

13番鈴木幸博です。

26番の議案ですが、ここの地番を見ると10アール区画の田んぼなのかなと思われるのですが、ここ近年の売買価格にしては10アール当たり

円は高いような感じがします。譲渡人、譲受人の合意のもとにということであれば何も言う必要はないと思うのですが、農地として農地法第3条調書の中にもこれから農作物の栽培を行うということを書いてありますので、この円という経緯を私たちもちょっと知っておいたほうがいかなと思うので、土地の形状なり場所なり、地図も添付されていませんのでわかりませんので、その辺ちょっと事務局のほうから説明をお願いできればと思っております。

以上であります。

事務局

休憩をお願いします。

議長

休憩します。(13:50)

議長

再開いたします。(13:51)

議長

では、事務局からもう一度お願いします。

事務局

13番鈴木幸博委員に質問にお答えします。

この場所につきましては、国道 号線沿いの 地区の の北側、国道 号線の道路斜め向かいでございます。今回は農地法第3条の申請で出されましたが、もし、これが今回承認いただければ、早ければ来月にでも営農型の太陽光ソーラーシステム設置の申請が提出される予定です。

営農型の太陽光ソーラーシステム設置は美里町では初めてのケースになります。営農型の太陽光ソーラーシステム設置は下には作物を、そしてトラクターが入れるぐらいの空間があって、その上に太陽光ソーラーシステムを設置するというものになります。

ただ、今回は土地の所有権の売買だけで、取り組む作物については明確にされませんでした。来月申請となる見込みで、農地法第4条の3年間の一時転用となりますが、その際にはきちんと取り組む作物は明確にするよ

うということで、今回は第3条申請のほうの受け付けを先行いたしました。  
以上でございます。

議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、よろしいでしょうか。

鈴木幸博委員 はい、わかりました。

議長 そのほか質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。  
第1号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認め、第1号議案は原案のとおり許可といたします。

議長 続きまして、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。  
事務局より説明願います。

事務局 (第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 ありがとうございました。  
事務局の説明が終了しましたので、第2号議案、農用地利用集積計画書審議について審議いたします。質疑ありませんか。  
7番大友重善委員。

大友重善委員 7番大友重善です。  
議案番号 番についてお尋ねします。  
今この農地には稲作、田んぼに米が作付されていると思いますが、今作付最中の利用権の設定で、今まで さんが作っていたと思うのですが、今度 さんに代わるなら、これまでにかかった経費等、今年の稲作の

精算の際に厳しくなってくるような気がしますが、その辺はどうですか。

議長 事務局、回答をお願いします。

事務局 7番大友重善委員の質問にお答えします。  
ご質問の内容が、この時期の利用権設定、10アール当たり、  
円はおかしいのではないかとということかと思いますが、特に、円  
は問題ないと思います。ここで示しているのは年間10アール当たり、  
円です。ことしは途中で、出来秋までの期間が短いというのであれば  
精算の方法はいくらでもあります。例えば年間12月を、これから収穫まで  
の月数で按分するとかという方法です。10アール当たり、円の  
明示は問題ないと事務局では判断しております。  
以上でございます。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、7番大友重善委員よろしいです  
か。

大友重善委員 はい、わかりました。

議長 そのほかございませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決をいたします。  
第2号議案について賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 第2号議案、農用地利用集積計画書審議については、4議案全て賛成です  
ので、原案のとおり許可とし、町長に報告をいたします。

議長 続きまして、第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条  
第3項による意見についてを議題といたします。  
事務局より説明願います。

事務局

(第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了いたしましたので、議案番号70番と71番の2議案について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により、1番柴山真二委員の退席を求めます。

議長

休憩いたします。(14:00)

議長

再開いたします。(14:00)

議長

質疑はありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

休憩いたします。(14:00)

議長

再開します。(14:01)

議長

第3号議案は原案のとおり許可相当と意見を付し、農地中間管理機構へ進達をいたします。

議長

続きまして、第4号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

また、7月16日に農地調査委員会において現地調査を実施しております

ので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より報告願います。

事務局

(第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をお願いいたします。

後藤幸太郎委員

それでは、報告いたします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定についての意見です。

番号3について、現地は 地区の に位置しており、転用目的はアパートの建設です。農地区分については、都市計画用途地域内であることから、第3種農地に該当しますので、特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。

なお、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第4号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。第4号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長

続きまして、第5号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

また、7月16日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明願います。

事務局

(第5号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をお願いいたします。

後藤幸太郎委員

それでは、報告いたします。

第5号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての意見です。

番号10について、現地は 地区の 位置しており、転用目的は資材置き場の建設です。農地区分については、10ヘクタールの農地と接続することから、第1種農地ではありますが、ほかに転用可能な農地もないことから、許可相当と見てまいりました。

なお、皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第5号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。第5号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案のとおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長

以上で、議事を終了いたします。

## 議 事 録 署 名

上記、第7回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和元年 月 日

会 長

署名委員 1 番

署名委員 2 番